

各 位

会 社 名 株式会社日本マイクロニクス 代表者名 代表取締役社長 長谷川正義 (JASDAQ・コード6871) 問合せ先 専務取締役管理本部長 齋藤 太 T E L 0422-21-2665

## ストックオプション (新株予約権) の発行条件等に関するお知らせ

当社は、平成27年2月25日開催の当社取締役会において、当社第44期定時株主総会で承認されました「ストック・オプションとして新株予約権を発行する件」について、具体的な発行内容を下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

- 1. 新株予約権の発行日
- 2. 新株予約権の発行数
- 3. 新株予約権の発行価額
- 4. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数
- 5. 新株予約権の行使に際しての払込金額

- 6. 新株予約権の行使により発行する株式の 発行価額の総額
- 7. 新株予約権の行使期間
- 8. 新株予約権の行使により新株を発行する 場合の発行価額のうちの資本組入額
- 9. 新株予約権の割当対象者及び人数

## 【ご参考】

- (1) 株主総会付議のための取締役会決議日
- (2) 株主総会の決議日

平成27年3月25日

1,200個

(新株予約権1個につき当社普通株式100株)

新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しないものとする。

当社普通株式 120,000株

未定(平成27年3月25日に決定する予定) 1株当りの払込金額は、新株予約権発行の日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という)の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満は切り上げ)とする。ただし、当該金額が新株予約権割当日の前日の終値(当日に取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、新株予約権割当日の前日の終値とする。

未定(平成27年3月25日に決定する予定)

平成30年2月1日から平成32年1月31日まで 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の 1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数 は、これを切り上げるものとする。

当社の取締役5名及び従業員563名並びに当社子 会社の従業員9名

平成26年11月18日 平成26年12月19日

以 上